## 【施設基準】

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規程に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。

当院では、以下の施設基準を九州厚生局に届け出ています。

基本診療料の施設基準等に係る届出		受理番号
1	療養病棟入院基本料(夜間看護加算)	(療養入院)第62号
2	診療録管理体制加算 2	(診療録2)第100号
3	療養病棟療養環境加算 1	(療養1)第5号
4	医療安全対策加算2 (医療安全対策地域連携加算2)	(医療安全2)第58号
5	データ提出加算 1	(データ提)第85号
6	入退院支援加算 1	(入退支) 第125号
7	認知症ケア加算2	(認ケア)第4号
8	回復期リハビリテーション病棟入院料 1	(回1)第11号

特掲診療料の施設基準等に係る届出		受理番号
1	薬剤管理指導料	(薬)第81号
2	CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第282号
3	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	(脳 I ) 第6号
4	運動器リハビリテーション料(I)	(運I)第34号
5	呼吸器リハビリテーション料(I)	(呼 I )第17号
6	酸素単価	(酸単)第68699号

食事療養費に係る届出	受理番号
1 入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I)	(食)第367号

2022年12月現在